

# 株式会社 ランド

## 定 款

1996年11月26日 認証  
1996年12月12日 会社設立  
2023年 5月25日 改訂

株式会社 ランド  
定 款

第1章 総則

第1条（商号）

当会社は、株式会社ランドと称し、英文では、LAND Co., Ltd. と表示する。

第2条（目的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. マンションおよび建売住宅の企画および設計
2. 不動産の売買、仲介、賃貸、管理および鑑定
3. 不動産に関するコンサルティング業務
4. 不動産に関するマーケティング業務
5. 建築工事および土木工事全般に関する企画、設計、施工、監理、請負およびコンサルティング業務
6. 建物のリフォーム請負
7. 建物の維持管理業務
8. 不動産特定共同事業法にもとづく事業
9. 金融商品取引法にもとづく第二種金融商品取引業
10. 金融商品取引法にもとづく投資助言・代理業
11. 金融商品取引法にもとづく投資運用業
12. 特定目的会社、特別目的会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則に定める会社）および不動産投資信託に対する出資ならびに出資持分の売買、仲介および管理
13. 金銭の貸付および金銭貸借の媒介・保証業務

14. 有価証券・債権の保有、運用、管理および売買
15. 不動産、有価証券、その他金融資産に関する投資顧問業務
16. 家具、インテリア用品、家庭用電気製品、冷暖房空気調整機器、厨房機器、給排水設備機器および建築資材の販売、その代理、仲介、製造および加工ならびに輸出入に関する業務
17. 商業施設、物流施設、宿泊施設、福祉施設、医療施設、温浴施設、社会基盤施設、スポーツ施設、娯楽施設、収納施設、飲食店、結婚式場、駐車場等の企画、開発、所有、管理、運営、賃貸借ならびにコンサルティング業務
18. ブロックチェーンに関するシステムの企画、保守、コンサルティング業務
19. 情報処理サービス業
20. 広告代理業
21. 生命保険の募集に関する業務ならびに損害保険および自動車損害賠償保障法にもとづく保険の代理業
22. 有料老人ホーム、高齢者用住宅および介護施設等の企画および経営コンサルティング業務
23. 介護保険法にもとづく介護予防および居宅サービス事業
24. 信託業、債権管理回収業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社によって、その事業活動を行うこと
25. 教育研修の企画ならびに実施
26. 不動産の賃貸借における賃料債務の保証業務
27. 出版業
28. 労働者派遣事業
29. 再生可能エネルギーによる発電事業およびその管理・運営ならびに電気の供給販売等に関する業務
30. 他の事業や企業に対する保証、貸付および投資
31. 企業の事業譲渡、資産売却、資本参加、業務提携および合併等に関する業務

する仲介、斡旋ならびに投資

32. 株式または持分の保有による事業会社（外国会社を含む。）その他  
これに準じた事業体の事業活動の支配および管理
33. 上記各号に付帯または関連する一切の業務

### 第3条（本店の所在地）

当会社は、本店を神奈川県横浜市に置く。

### 第4条（機関）

当会社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

### 第5条（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって、電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株 式

### 第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、5,763,896,000株とする。

### 第7条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

## 第8条（単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第9条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

## 第10条（株式取扱規則）

当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料ならびに株主および新株予約権者の権利の行使に関する手続きは、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

## 第11条（基準日）

当会社は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

## 第3章 株主総会

### 第12条（招集時期）

当会社の定時株主総会は、毎年5月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

### 第13条（招集権者および議長）

- 株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

### 第14条（電子提供措置等）

- 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

### 第15条（決議の方法）

- 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

## 第16条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

## 第17条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

## 第4章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会

### 第18条（員数）

当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、9名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

### 第19条（選任方法）

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

## 第20条（任期）

- 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
  3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
  4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

## 第21条（代表取締役および役付取締役）

- 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
  3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

## 第22条（取締役会の招集権者および議長）

- 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

## 第23条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

## 第24条（常勤監査等委員）

監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

## 第25条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。

## 第26条（取締役会の決議方法等）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

## 第27条（監査等委員会の決議方法）

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

## 第28条（取締役への委任）

当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

## 第29条（取締役会規程）

取締役会に関する事項については、法令または定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

## 第30条（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項については、法令または定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第31条（取締役会の議事録）

取締役会の議事録は、法令で定めるところにより、書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名する。

## 第32条（監査等委員会の議事録）

監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより、書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名する。

## 第33条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

### 第34条（取締役の責任免除）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

- 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 計 算

### 第35条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

### 第36条（剰余金の配当等）

当会社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

- 当会社は、毎年2月末日または8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「配当金」という。）を行う。

### 第37条（配当金の除斥期間）

配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

- 未払の配当金には利息をつけない。

## 附則

### 第1条（社外監査役の責任限定契約に関する経過措置）

第21回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条の定めるところによる。